

公立大学法人滋賀県立大学飲料用等自動販売機設置事業者募集の公告

次のとおり飲料用等自動販売機設置にかかる応募申込を受け付けます。

令和 7 年 1 月 31 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 井手 慎司

1 募集概要

1 公募施設

公立大学法人滋賀県立大学 滋賀県彦根市八坂町 2500 番地

2 公募物件

- (1) 設置場所 滋賀県立大学（詳細、募集要項のとおり）
- (2) 設置面積 募集要項のとおり

3 契約期間

- (1) 契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。
- (2) 契約を継続することが適当でないとするときは、契約期間内であっても取り消すことがあります。

4 応募に必要な資格要件

次のすべての要件を満たす、法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程第 3 条第 2 項に掲げる者でないこと。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までまたは第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (5) 法人にあつては、滋賀県内に本店または支店・営業所があること。個人にあつては、滋賀県内に住所を有すること。

5 大学へ納入する納付金、施設使用料および電気使用料

- (1) 設置事業者は、納付金提案書に記載された金額（年額）に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額（消費税および地方消費税相当額）を加算した納付金を納付していただきます。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相当

額は変動後の税率により計算した額とします。

- (2) 設置事業者は、施設使用料として、設置面積1平方メートルにつき年額29,000円程度（消費税および地方消費税相当額を含む。）を納入していただきます。
- (3) 設置事業者は自動販売機の維持に必要な電気使用料を共益費として納入する必要があります。
- (4) 納付金（年額）および施設使用料（年額）については、本学が発行する納入通知書で指定した期限までに全額を納入していただきます。
- (5) 電気使用料については、別に定める基準により四半期ごとに納入していただきます。

2 決定方法

提出された応募申込書等をもとに、資格要件を満たすと認められた者が提出した納付金提案書の提案納付金額が、本学が設定した最低納付金額以上の額で、かつ最高金額を提案した者を設置業者に決定します。

最高金額を提案した者が複数ある場合は、当該応募者立ち会いの下、くじにより決定します。

設置事業者の決定は、令和7年2月27日（木）の予定です。

3 応募申込書類の交付

別添のファイルをダウンロードするか、下記に示す場所において交付します。

- (1) 場所 〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500 番地
公立大学法人滋賀県立大学 事務局財務課施設管理係
TEL 0749-28-8208
- (2) 期間 令和7年1月31日（金）から 令和7年2月14日（金）まで（土曜日・日曜日および祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

4 応募申込書提出先および提出期間

- (1) 提出先 〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500 番地
公立大学法人滋賀県立大学 事務局財務課施設管理係
TEL 0749-28-8208
- (2) 提出期間 令和7年1月31日（金）から令和7年2月21日（金）まで（土曜日・日曜日および祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

※1 郵便の場合は、書留等、配達状況が確認できるものにより令和7年2月21日（金）午後5時までに必着のこと。

※2 ファクシミリおよび電子メールによる提出は認めない。

5 その他

詳細は、募集要項によることとします。